

アルバルク東京U18 会員規約

第1条 (名称・所在)

名称 アルバルク東京U18 (アルバルクトウキョウ ユー ジュウハチ)

所在 〒112-8701 東京都文京区後楽1丁目4-18

第2条 (運営)

アルバルク東京U18(以下「チーム」とします)の運営、管理はトヨタアルバルク東京株式会社(以下「クラブ」とします)が行います。

第3条 (活動目的)

会員が個人・チームとしてトップレベルのバスケットボールの競技力を身につけるための経験を通じて、スポーツパーソンとして活躍し社会に貢献する力を養うこと。

第4条 (活動内容)

チームは、クラブにより入会を認められた会員(以下「会員」とします)により構成されるバスケットボールチームであり、バスケットボールの練習や試合等を主な活動とします。

第5条 (入会資格)

チームに入会できる方は、次に定める入会条件を満たす方とします。

1. 入会希望者およびその保護者がチームの活動の趣旨を理解し、本規約を遵守すること
2. クラブが開催する選手セレクションを受験し合格する、または、クラブがバスケットボール選手としての能力や将来性を高く評価し個別に入会資格を付与されること
3. チームの活動に参加する年度(4月1日から翌年3月31日とする)の4月1日時点の年齢が17歳以下かつ14歳以上の男子であること(原則として中学3年生から高校1年生までの方を対象とします)
4. クラブが特別に認めた場合を除き、チームでの活動開始時点でのチームへの登録が他団体との二重登録とならないこと

第6条 (活動場所)

1. 主にトヨタ府中スポーツセンター (東京都府中市北山町3-5-1) で活動します。
2. 試合等のため国内または海外での遠征や合宿等を行う場合があります。

第7条 (活動計画)

1. 活動計画はチームのスタッフが作成し事前に連絡します。
2. チームは原則として週に4日活動します。会員の学校行事との兼ね合い等により活動休止期間を設ける場合があります。

第8条 (入会手続き)

1. 入会希望者は、本人とその保護者が当規約に同意し、所定の入会申込手続きを完了し、クラブがそれを受理した時に会員資格を取得するものとします。
2. 会員が未成年であることから、会員の保護者(以下「保護者」とします)は法令に定めがある場合を除いて、本規約に基づく責任を会員と連帯して負うものとします。

第9条 (会員資格の継続)

クラブにより入会が認められた会員の会員資格は、原則として会員の年齢が18歳に達する日の属する年度の3月31日まで継続します。

第10条 (会員資格の継続)

1. 会員は、クラブが認める合理的な理由により、事前の所定の手続きにより合計3ヶ月を上限として休会することができます。
2. 会員は、事前の所定の手続きにより任意の期日にて退会することができます。
3. 退会日の属する月の月会費は日割り計算を行わず、全額を納めるものとします。
4. 退会に伴う移籍手続き等が発生する場合、クラブはすみやかに移籍にかかる諸手続きを行います。

第11条 (月会費)

1. 月会費は20,000円(税抜)とします。
2. 月会費は当該月の活動日数、活動参加日数にかかわらず所定の金額とします。

第12条 (諸経費)

会員は、月会費の他にチームの活動にかかる次の各号の費用(以下「諸経費」とします)を支払うものとします。

1. スポーツ安全保険年間掛金
2. 日本バスケットボール協会等への選手登録料
3. 大会等参加料のうち、クラブが会員に負担を求めるもの
4. 遠征、合宿等にかかる交通費、宿泊費、食費等
5. 外部講師による講演、指導等にかかる費用のうち、クラブが会員に負担を求めるもの
6. 諸手続き、管理等チームの運営にかかる費用
7. その他、チームの適切な活動にかかる費用のうち、クラブが会員に負担を求めるもの

第13条 (会費等の支払い)

1. 会員は、クラブの定める月会費と諸経費(以下「会費等」とします)を所定の方法で所定の期日に支払うものとします。
2. 一旦支払われた会費等は、法令の定めまたはクラブが認める理由がある場合を除き、返還しません。

第14条 (規則等の遵守)

会員、保護者及び会員の同伴者は、本規約、クラブが別に定める細則及びその他チームの活動に伴い適用される規則や法令等を遵守するものとします。

第15条 (会員資格の停止・除名)

クラブは、会員または保護者が次の各号の一つに該当すると判断した場合に会員資格の一時停止、または除名をすることができます。

1. 会員が伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき
2. クラブの定める会費等をクラブの承諾を得ずに3ヶ月間滞納したとき
3. 本規約、その他クラブが定める規則に違反したとき
4. クラブまたはチームの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
5. クラブの合理的な指示・指導に従わないとき
6. その他、クラブが社会通念に照らしチームの会員としてふさわしくないと認めたとき

第16条 (会員等の損害賠償責任)

会員の責に帰する事由によりクラブやチームまたは第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負うものとします。

第17条 (免責事項)

1. 会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、クラブはその損害賠償の責を負いません。
2. チームの活動において発生した盗難、傷害その他の事故については、それがクラブの責に帰すべき事由による場合を除き、クラブは責任を負わないものとします。
3. 会員間に生じたトラブルについては当事会員間にて解消するものとし、クラブは一切その責を負いません。

第18条 (個人情報の取扱い)

1. クラブは、取得した会員及び保護者の個人を特定できる情報(以下「個人情報」とします)を次の各号の目的においてのみ利用します。
 - i. 活動計画の作成並びに会員及び保護者への連絡等、チームの運営に関わること
 - ii. FIBA、JBA及びBリーグ等への選手登録並びに大会参加手続き等
 - iii. 旅行代理店、保険会社、用具メーカー等各種業者への提供

iv. 報道、放送等のための関係者への提供

v. クラブのwebメディア、出版物への掲載および広報、広告、宣伝のため

vi. 指導者講習会や学会等における参考資料としての写真や動画の使用

2. その他取扱い方法等については、個人情報保護法及びクラブのプライバシーポリシーを遵守します。

第19条 (規約の改訂)

1. クラブは、必要に応じて規約等の改訂を行うことができます。なお、改訂した規約等の効力は全会員に及ぶものとします。
2. クラブは、規約等の改訂を行うときは、1ヶ月前までに所定の連絡方法での通知と、クラブのウェブサイトへの掲載により、これを会員に告知するものとします。

第20条 (施行)

本規約は2021年4月1日より施行されます。

以上